

広島県告示第八十二号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島港、尾道系崎港及び福山港における指定管理施設である港湾施設（小型船舶特定係留施設を除く。）の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

令和六年一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指 定 を 受 け た 者		指 定 年 月 日	管 理 の 期 間
名 称 及 び 代 表 者 氏 名 株式会社ひろしま港湾 管理センター 代表取締役 甲田 良 憲	主たる事務所の 所 在 地 広島市南区宇品海岸 一丁目一三番一三号	令和六年一月一五日	令和六年四月一日～令 和一年三月三十一日